

	意見	事業者見解
総論	<p>(1)対象事業実施区域等の設定</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の尾根部が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域の尾根部と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。</p> <p>また、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>事業実施想定区域が重複している「（仮称）南越前・敦賀風力発電事業」については、当該事業者から事業推進を断念したとの考えを確認しております。</p> <p>また、今後の事業計画の検討にあたっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、その結果を環境影響評価図書に反映するよう努めます。</p>
	<p>想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>想定区域及びその周辺の他事業者による複数の風力発電所について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や、他事業者との情報交換等に努めます。</p> <p>累積的な影響については、適切な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電機等の配置等を検討していきます。</p>
	<p>(2)事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電機等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを検討いたします。</p>
	<p>(3)環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにする方針です。</p>

	意見	事業者見解
各論	<p>(1)騒音に係る環境影響            想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月26日環境省）およびその他の最新の知見等に基づき、風力発電機稼働時における騒音による生活環境への影響について調査、予測および評価を行い、その影響を回避又は極力低減する方針です。</p>
	<p>(2)風車の影に係る環境影響            想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては風力発電機の影による住居等への影響について最新の知見や先行事例等を踏まえ調査、予測および評価を行い、その影響を回避又は極力低減する方針です。</p>
	<p>(3)土地の改変に伴う自然環境に対する影響            想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、専門家等からの指導・助言を仰ぎつつ、土砂および濁水の流出等による動植物の生息・生育環境への影響について調査、予測および評価を検討していきます。また、その結果を踏まえ、自然環境への影響を回避又は極力低減する方針です。</p>

	意見	事業者見解
	<p>(4)鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動物種に指定されているクマタカ及びイヌワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、サシバ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、専門家等からの指導・助言を仰ぎつつ、調査、予測および評価を検討していきます。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減する方針です。</p>
各論	<p>(5)植物及び生態系に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたアオハダ・モミ群落等の植生及び森林法に基づき指定された保安林(水源かん養保安林)が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにしたうえで、植物および生態系への影響について予測および評価を検討していきます。また、その結果を踏まえ、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減する方針です。</p>

	意見	事業者見解
各論	<p>(6)景観に対する影響</p> <p>想定区域の一部は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく越前加賀海岸国定公園の第3種特別地域に指定されており、想定区域の周辺には、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「元比田園地」、「大谷南園地」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、当該国定公園の区域内における風力発電設備の設置を極力回避すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、国定公園の区域内における風力発電機の設置を極力回避します。また、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向および水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減する方針です。</p> <p>また、国定公園および施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等との意見交換に努め、可能な範囲でいただいた意見を踏まえて、事業計画の具体化並びに予測および評価をする方針です。</p>